

MMP利用規約

(以下規約ではBusinessFiberbitをファイバービットという)

第1条(利用規約)

1. 本規約はエフビットコミュニケーションズ株式会社(以下FBITという)が提供するインターネット接続サービス「ファイバービット」を利用する企業等(以下法人会員という)とFBITとの間に適用されます。
2. FBITは法人会員の了承を得ることなく本規約を随時変更することがあります。この場合、FBITは保守サービス(以下MMPという)提供条件は変更後の本規約によります。尚、変更後の本規約については、FBITが別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を発するものとし、ファイバービットホームページ上に1ヶ月表示した時点で全ての法人会員、担当者、利用者は了承したものとします。
3. 本規約に定めのない事項に関しては「ファイバービット法人会員規約」によるものとします。本規約と「ファイバービット法人会員規約」に重複して定められた事項については本規約が優先するものとします。
4. FBITがファイバービットホームページ上で提供するサービス内容などで規定する当該サービスの利用上の決まりも名目の如何に拘らず本規約の一部を構成するものとし法人会員はこれを承諾します。

第2条(目的)

1. 本規約の定めに基づき、FBITはMMPを行うものとします。

第3条(MMPの対象・範囲)

1. FBITより購入しFBITが有償にて設置設定をした機器に対してこれを行うものとします。
2. MMPの対象となる機器はFBITにて指定することとします。
3. 機器交換修復により保守作業完了とします。
4. MMPの契約単位は、機器1台あたり1契約とします。
5. ファイアウォール機器のMMP契約をする場合、当該機器をルータ兼用として使用する場合を除き、FBITが指定するルータのMMP契約を前提とします。
6. MMP対象となる機器に第三者の担保が設定されている場合には担保権者がMMPの存在について同意していなければならぬものとします。
7. 障害がアクセス回線であると判断された場合、アクセス回線提供事業者の対応時間での対応となります。
8. FBITが指定するルータよりもLAN側の障害であると判断された場合、ルータよりLAN側に設定されたFBITが指定するファイアウォール本体を除きMMPの範囲外となります。

第4条(MMPの内容)

1. WAN側ネットワークの遠隔管理及びFBITが指定したルータ、またはファイアウォールまでの障害切り分について24時間365日電話対応を行うものとします。
2. 上記切り分け後に対象機器の不具合と判断された場合、24時間365日機器交換修復を行います。

第5条(設定内容の変更)

1. 法人会員は次の各号の一を変更をする場合には、変更の30日前迄にFBITに文章をもってその旨を連絡し、了承を得るものとします。
 - ルータ配下のLAN簡易構成図
 - ルータのルーティング設定情報(Configファイル)
 - ルータ、または、ファイアウォールのシリアルナンバー
 - アクセス回線の開始通知書内容
2. 前項の定めに関し、何ら通知をすることなく上記 内容変更を行った場合、FBITはその責を負わないものとします。

第6条(MMP対象の移設)

1. MMP対象の機器を移動しようとする際には、移動日の30日前迄にFBITに文章をもってその旨を連絡し、了承を得るものとします。
2. 前項の定めに関し、何ら通知をすることなくMMP対象の機器を移設した場合、FBITは何ら責任を負わないものとします。

第7条(MMPの開始)

1. FBITは別途定める方法にてMMPの申し込みを受付、必要な手続き等を経た日以降で法人会員の希望する日を開始日とします。ただし、料金の日割り計算は行わないこととします。

第8条(協力義務)

1. MMPの保守作業を受けるにあたり、法人会員は協力をなすものとします。

第9条(契約期間)

1. 契約開始日を第7条によるものとし、年間契約とします。
2. 前項の定めにかかわらず、期間満了の日の30日前までに更新を拒絶する旨の書面による通知がない場合には、更に1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条(契約の終了)

1. 前条の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、更新月までの残額を一括でお支払いいただくことによりMMPを終了するものとします。
MMP対象機器に関して、代替となる新たな保守サービスに関する契約を締結したとき。
対象機器の移転等の事由が発生した場合等、協議のうえ書面をもってMMPの終了に合意した場合。
ファイバービットの利用料等その他の債務の履行を滞延し、又は支払いを拒否した場合。
金融機関又は集金代行業者により法人会員の指定した支払口座の利用が停止された場合。
した場合。
法人会員の破産、特別清算、会社整理、民事再生法もしくは会社更生法手続開始の申請を受け、ないし会員が自らその申立をした時。
本規約およびファイバービット法人会員規約の何れかに違反した場合。
FBITの名誉を毀損した場合。
その他FBITが会員として不適当と判断した場合。
申込書に虚偽の記載などが発見された場合。
法人会員から書面にて期間内の途中契約解除の申請があった場合。

第11条(MMPの中止)

1. MMP対象の機器等に関し、当該機器または保守部品の製造中止等の事由により、MMPの履行の提供が不可能となる事態が生じた場合には、FBITは事前にその事由を書面にて通知し、MMPを中止する場合があります。

第12条(料金ならびに支払い)

1. ファイバービットの利用料、算定方法等は、FBITが定めるものとし、FBITの定める方法によって支払期日までに支払うものとします。
2. 利用料は事前通知をもって変更する場合があります。
3. 法人会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、法人会員は支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、FBITが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
4. 法人会員が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、支払期日翌日からFBITが支払確認ができ得るまで当該法人会員のサービスを停止するものとします。
5. MMPに関する料金金額についてはFBIT指定の申込書記載の通りとし、振込みによる場合の手数料は法人会員にて負担することとします。

第13条(協議及び専属的合意管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項、その他予測できない事項が発生した場合はFBIT・法人会員双方誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとします。
2. 協議しても解決しない場合、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 この規約は2004年4月1日から実施するものとします。